

第百六十一回国会
衆議院
財務金融委員會
會議録
第五号

平成十六年十一月五日(金曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 金田 英行君

理事 江崎洋一郎君 理事 遠藤 利明君

理事 鈴木 俊一君 理事 村井 仁君

理事 中塚 一宏君 理事 原口 一博君

理事 平岡 秀夫君 理事 谷口 隆義君

理事 小野 晋也君 岡本 芳郎君

木村 太郎君 熊代 昭彦君

倉田 雅年君 小泉 龍司君

砂田 圭佑君 田中 和徳君

竹本 直一君 谷川 弥一君

中村正三郎君 永岡 洋治君

平井 卓也君 宮下 一郎君

森山 裕君 山下 貴史君

井上 和雄君 岩國 哲人君

小林 憲司君 鈴木 克昌君

田島 一成君 榊床 伸二君

津村 啓介君 中川 正春君

野田 佳彦君 馬淵 澄夫君

村越 祐民君 吉田 泉君

石井 啓一君 長沢 広明君

佐々木憲昭君

財務大臣 谷垣 禎一君

財務副大臣 田野瀬良太郎君

外務大臣政務官 小野寺五典君

財務大臣政務官 倉田 雅年君

農林水産大臣政務官 加治屋義人君

経済産業大臣政務官 山本 明彦君

政府参考人 堀田 繁君

(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 佐藤 悟君

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人 木村 幸俊君
(財務省関税局長)

政府参考人 井戸 清人君
(財務省国際局長)

政府参考人 長谷川真一君
(厚生労働省大臣官房総括審議官)

政府参考人 吉村 馨君
(農林水産省大臣官房審議官)

政府参考人 高橋 直人君
(農林水産省大臣官房審議官)

政府参考人 染 英昭君
(農林水産省大臣官房審議官)

政府参考人 伊地知俊一君
(農林水産省大臣官房参事官)

政府参考人 町田 勝弘君
(農林水産省生産局畜産部)

政府参考人 三輪 昭君
(経済産業省大臣官房審議官)

財務金融委員会専門員 鈴木健次郎君

委員の異動

十一月五日

辞任

渡辺 喜美君

同日

辞任

平井 卓也君

十一月四日

消費税などの大増税計画反対に関する請願(高橋千鶴子君紹介(第六号))

同(山口富男君紹介(第七号))

補欠選任 平井 卓也君

補欠選任 渡辺 喜美君

補欠選任 渡辺 喜美君

補欠選任 渡辺 喜美君

同(吉井英勝君紹介(第八号))

消費税の大増税反対に関する請願(塩川鉄也君紹介(第九号))

同(佐々木憲昭君紹介(第五五号))

消費税の引き上げ反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介(第四六号))

同(石井郁子君紹介(第四七号))

同(穀田恵二君紹介(第四八号))

同(佐々木憲昭君紹介(第四九号))

同(志位和夫君紹介(第五〇号))

同(塩川鉄也君紹介(第五一号))

同(高橋千鶴子君紹介(第五二号))

同(山口富男君紹介(第五三号))

同(吉井英勝君紹介(第五四号))

旧租税特別措置法の規定の復活に関する請願(西村真悟君紹介(第八九号))

旧租税特別措置法の規定の復活に関する請願(小泉龍司君紹介(第九〇号))

地方分権一括法に伴う国有財産の譲与に関する請願(前田雄吉君紹介(第九一号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○金田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務省関税局長木村幸俊君、財務省国際局長井戸清人君、内閣府大臣官房審議官堀田繁君、外務省大臣

官房参事官佐藤悟君、厚生労働省大臣官房総括審議官長谷川真一君、農林水産省大臣官房審議官吉村馨君、農林水産省大臣官房審議官高橋直人君、農林水産省大臣官房審議官染英昭君、農林水産省大臣官房参事官伊地知俊一君、農林水産省生産局畜産部長町田勝弘君、経済産業省大臣官房審議官三輪昭君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木村太郎君。

○木村(大)委員 金田委員長初め皆さん、おはようございます。自由民主党の木村でございます。きょうのトップバッターを務めさせていただきますので、大臣初め皆さん、よろしく願っています。

まず、私ごとなんですけど、ことしの七月末に、前亀井農林水産大臣、また、今委員長を務めております金田副大臣の命を受けてましてメキシコに初めて行ってまいりました。ウサビアガ農業大臣とお会いしまして、メキシコとのFTA協定に向けての最後の詰めの会談をしてきました。

私にとっても大変いい経験になりましたけれども、その際、初めてのメキシコ訪問でしたので、自分なりに印象を持ったのは、日本の車が余り走っていないなというふうに感じました。ただ、データ的に見ますと、一年間百万台の需要があるようでして、数字の上からいいますと日本のメーカーのシェアというのが二五%を占めているそうでありまして、実際、その二五%という実感はありませんでした。

同(吉井英勝君紹介(第五五号))

同(佐々木憲昭君紹介(第四九号))

同(志位和夫君紹介(第五〇号))

同(塩川鉄也君紹介(第五一号))

同(高橋千鶴子君紹介(第五二号))

同(山口富男君紹介(第五三号))

同(吉井英勝君紹介(第五四号))

旧租税特別措置法の規定の復活に関する請願(西村真悟君紹介(第八九号))

旧租税特別措置法の規定の復活に関する請願(小泉龍司君紹介(第九〇号))

地方分権一括法に伴う国有財産の譲与に関する請願(前田雄吉君紹介(第九一号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○金田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務省関税局長木村幸俊君、財務省国際局長井戸清人君、内閣府大臣官房審議官堀田繁君、外務省大臣

官房参事官佐藤悟君、厚生労働省大臣官房総括審議官長谷川真一君、農林水産省大臣官房審議官吉村馨君、農林水産省大臣官房審議官高橋直人君、農林水産省大臣官房審議官染英昭君、農林水産省大臣官房参事官伊地知俊一君、農林水産省生産局畜産部長町田勝弘君、経済産業省大臣官房審議官三輪昭君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木村太郎君。

○木村(大)委員 金田委員長初め皆さん、おはようございます。自由民主党の木村でございます。きょうのトップバッターを務めさせていただきますので、大臣初め皆さん、よろしく願っています。

まず、私ごとなんですけど、ことしの七月末に、前亀井農林水産大臣、また、今委員長を務めております金田副大臣の命を受けてましてメキシコに初めて行ってまいりました。ウサビアガ農業大臣とお会いしまして、メキシコとのFTA協定に向けての最後の詰めの会談をしてきました。

私にとっても大変いい経験になりましたけれども、その際、初めてのメキシコ訪問でしたので、自分なりに印象を持ったのは、日本の車が余り走っていないなというふうに感じました。ただ、データ的に見ますと、一年間百万台の需要があるようでして、数字の上からいいますと日本のメーカーのシェアというのが二五%を占めているそうでありまして、実際、その二五%という実感はありませんでした。

メキシコという国、初めてでしたが、いろんな印象を持って帰ってきたところでありましたが、谷垣大臣はメキシコに行ったことはあるんじゃないか。

○谷垣国務大臣 メキシコとのこの問題を議論させていただくんですが、残念ながらまだ行ったことがありませんで、委員から聞かれるとまずいんじゃないながら今伺っております。

○木村(大)委員 そうですか。いい国だと思いつつ、機会があったらどうぞ。

そこで、九月十七日、小泉総理とメキシコのフォックス大統領との間でFTA協定に向けての署名がなされたわけがあります。これを受けまして、その署名直後からメキシコ政府は、対日の輸出が年平均一〇・六％の伸びを示すだろうという、みずからやった試算というものを結構PRしている感じがあります。

日本とメキシコとのFTA協定を実施するための関税制度につきましては所要の改正を行うというところになっておりますが、具体的には条約の中で詳細が明記されているというふうには認識しております。その具体的な内容を踏まえながらも、相手側がPRしているという言い出ししております。一〇・六％という数字をどのように財務大臣は考えているのか。もしかしたらメキシコ政府は自国に対して国内向けにPRしているのかもしれないけれども、しかし具体的に一〇・六％という伸びを示すということを言っておりますから、この点を日本側としてはどうとらえているのか、御認識をお聞かせいただきたいと思います。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員の方から御質問のございましたメキシコの試算についてでございますが、本年の三月十二日に大筋合意がなされた際に、メキシコ側の方からプレスリリースが出されております。その中で、アメリカ、EUに続く世界第三位の国との協定は我々市民の生活の質を向上させる機会を生むだろう、協定により日本への輸出は年間一〇・六％伸びというふうに書かれております。

ただ、そのところはわかってはいるわけでございますが、具体的にその試算がいかなる根拠に基づいて行われているかなど、私ども、詳細については承知していません。

ただ、本協定におきましては、委員御承知のとおり、全体で日・メキシコ間の貿易額の九割以上が無税化される、今後両国間の貿易が促進されることと期待されるわけでございます。同時に、関税の撤廃をした際におきましては、個別品目の事由に応じまして例外品目や関税割り当てを設定することなどによりまして、国内への影響を極力回避できるように対応してきたものでございます。

○木村(大)委員 これからの話ですので、安易にずばり言えないのかもわかりませんが、ただ、この一〇・六％ということをも具体的に言っているわけですから、それが日本側から見た場合に何らかの驚異的に感じるのか、あるいはよく解釈して、いろんな分野で両国の貿易が、本当に交流が盛んになるというふうには評価していくべき数字なのか、その印象というのか、どう一〇・六％をとらえたらいいのかなというところをお聞きしたいので、もう一回答えていただけないでしょうか。

○木村政府参考人 まさにその数字の根拠もわかりませんので、なかなかお答えが難しいわけでございますけれども、やはりメキシコというのは今非常に大きな経済大国の一つでございます。その国との間で両国間の貿易というものが非常にこれから促進されることは、私ども非常に期待しているところであり、また、そういった意味では、今回こういった協定の締結ができたことは非常にうれしく、いいことだと思っております。

○木村(大)委員 今答弁があったように、いい意味で交流が盛んになることを私も期待したい、この思います。

次に、メキシコとのこのFTAは、投資や金融も含めた経済連携協定、もっと突きとめて言いますとEPAということだそうでありまして、シンガポールに続きまして二カ国目ということでありまして、ただ、農業分野も含めると、初の包括的

な協定であるというふうにもとらえることができると思います。

この協定の中には二国間のセーフガード規定というものが整備されておりますが、署名に至るまでの経緯を考えたときに、せつかくいろんな困難を乗り越えて締結に至りましたから、できる限りのセーフガードというものが発動されないことが一番いいことだと思います。

ただ、私ここで思い出すのは、二〇〇一年の年でありましたが、中国からイグサ、畳表やネギあるいは生シタケが日本に向けての輸出が急増の動きがありまして、その際、財務省はセーフガードというのを発動していただいたわけでありまして、私も農業界出身の議員でもありますので、当時、先輩の議員の皆さんと一緒に党内に議員連盟みたいなものをつくりまして、みんなで早期のセーフガード発動というものを、財務省初め関係省庁、政府に対していろいろと行動した中で、い出してあります。当時、我々の行動した中で、何となく、素早いセーフガード発動であったというふうにはなかなか思えなかったと、今そう振り返っております。

繰り返しますが、セーフガード発動ということはないことにしたことはないわけですが、それだけでも、協定に盛り込まれている以上、万が一そういう事態になったときに、財務大臣としてちゅうちよく毅然とした態度で発動するという決意を持っているかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

○谷垣国務大臣 メキシコと今回の協定を結ぶに当たりましては農林水産物がやはり一番問題だった、これだけではありませんが、農林水産物が大きな問題でございまして、いわゆる農林水産業の多面的機能であるとか、あるいは食糧安全保障であるとか、それから農業で一生懸命やっていたという構造改革の努力に水を差すんじゃないかと、そういうあたりに意を用いて関係者が努力をして今度のができたわけですね。それで、そういう心配を排除するための具体的な

な措置が、個別品目の事情を踏まえて例外品目や関税割り当てを設定するというと同時に、今御指摘になった二国間セーフガードということであつたわけでございます。

それで、必要なときにはちゅうちよくやるかどうか決意を言え、こういうことでございしますが、必要なときにはこれは適切に、もちろんこの協定や何かにのっとって適切な対応をとらなければならぬことは当然なことだと思っております。もちろん、セーフガードを発動するに当たりましては、財務省だけで決断するというわけではございませんで、その物資を所管している役所、具体的には農林水産省や経済産業省ということになります。私どもも、また、貿易を所管するという意味での経済産業省ですね、そういうところとよく相談をしていかなければいけないことはもちろんでありますけれども、適時に適切な行動をとらなきゃいけないと思っております。

ただ、この二国間セーフガードは協定上、輸入量の増加、それから国内産業への損害、それから因果関係、こういった実体的要件と同時に、調査の上という、各種指標を総合的に勘案して判断するということになっておりますので、そういう手続は当然踏まなきゃいけない。もちろん、調査の終了を待たずに発動が可能な暫定措置というものも設けられておりますので、そういったものも適時に使わせなきゃならない場合があると思っておりますが、そういういろいろな要件を踏まえて、適時に適切な行動をとらなければいけないと思っております。

○木村(大)委員 技術的な点を一つお聞きしたいんですが、二国間セーフガードにおきまして定量的な基準が定められておりません。こういうことを考えますと、きちんと発動できるのかどうか、その点お答えいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣 定量的な何か基準を設けて、必要な場合にさつと発動できるようにしたらどうかというお問いかけだと思いますが、先ほど申し上げたように、やはり協定上の要件というものがご

ございます。それから、そういった実体的要件を当然踏まえた上で、調査の上、各種指標を総合的に勘案して判断するというのが協定上の要件でございますので、定量的というのはこの協定上の要件から見るとなかなか難しいのかなと思っておりませんが、必要な場合には、先ほど申し上げたような調査の終了を待たずに発動できる暫定措置というものもあるわけでございますから、そういうものを適切に使っていくということではないかと思っております。

○木村(太)委員　まあ、ないことにしたことはないわけですので。暫定発動もあり得るということでありますから、もし万が一そういうことになったときには機敏に対応していただきたい、こう思います。

次に、我が国では税関におきまして原産地証明書の確認を行うことになっておりますが、財務省ではこの原産地のチェックに十分な体制を整えているのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○木村政府参考人　お答え申し上げます。

まず、現行の制度でございますが、貨物を輸入しようとする者は、税関長に対して輸入申告をし、その貨物につきまして必要な検査を経て許可を受けなければならない。この輸入申告に際しましては、仕入れ書を税関に提出するほか、日墨FTAに基づく税率を適用する場合には、メキシコ経済省が発給した原産地証明書提出しなければならぬことになっているのは委員御承知のとおりだと思います。

税関におきましては、輸入申告書、仕入れ書、原産地証明書に基づきまして、審査、検査を行いまして、さらには、必要に応じて関係書類の提示を求める、そういった形で適切なチェックを行うことによりまして原産地の確認を行うことといたしております。

さらに、輸入許可後でございますが、これはいわゆる事後的な調査というところを行っておりますが、必要に応じて、輸入者のもとに赴きまして事後的な原産地の確認を行う、そういうことも

行っております。

また、こうした過程で輸入をされる製品の原産地に疑義が生ずる、そうした場合には、原産地の決定のため、今回のFTA協定におきましては、メキシコ経済省に対して原産地証明書の発給状況についての照会等を行うということになっております。

いずれにいたしましても、税関といたしまして、原産地による税率の適切なチェックに努めてまいりたいと考えております。

○木村(太)委員　ここで、FTAとは直結するものではないかもしれませんが、念のため農林水産省に聞いておきたいと思っております。

メキシコから、BSEに感染した牛の肉や、アメリカ産の肉骨粉を食べた牛の肉が入ってくる可能性は全くないと考えていいのかどうか、確認したいと思っております。

○高橋政府参考人　お答え申し上げます。

BSEの発生国は世界的には二十六カ国ございますが、我が国の場合には、BSEの発生した国からは現在牛肉の輸入は停止しております。メキシコは現在のところBSEは発生しておりませんが、輸入可能な国ということになりますけれども、こうしたBSEが発生していない国、メキシコなどBSEが発生していない国からの牛肉の輸入につきましては、農林水産省におきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、輸入検査を行っております。

その際には、メキシコで生まれ育てられた牛のものであること、あるいはアメリカなどBSEの発生国で生まれそこで育てられた牛のものではないこと、そういったことの証明を求めまして、米国内などBSE発生国からの牛肉がメキシコを経由して日本に輸入されることがないように措置を講じているところでございます。

それから、アメリカの肉骨粉がメキシコに入っており、そこでメキシコの牛にその肉骨粉が与えられて、その牛が入ってこないのかという御懸念について御指摘がございましたが、これにつきまして

は、メキシコにおきましては、二〇〇〇年から牛などの反すう動物の肉骨粉を反すう動物にえさとして与えるというところは禁止をされておまして、そういった飼料規制の整備が行われているというふう聞いております。そういった意味で、メキシコの牛につきましては、肉骨粉についての規制措置は十分講じられているというふう考えております。

いずれにいたしましても、現在のところ、メキシコ国内におきましても九六年からBSEの広がりを調べるためのサーベイランスの調査を行っておりますけれども、それにおきましてもBSEの発生は確認されておりませんので、国際的にもBSEの発生は確認されていない国だというふう認められているところでございます。

○木村(太)委員　全くないと考えていいかどうか、どうなんですか。

○高橋政府参考人　まず、これまで私どもが得ている科学的な知見に基づけば、今のところそういう可能性はないであろうというふう考えております。

○木村(太)委員　ありがとうございます。

最後に二点お伺いしたいと思います。先週の本会議の答弁の中で、町村外務大臣の言葉に、日本はWTOを中心とした多面的貿易体制を基本とし、それを補完するものとしてFTAの活用をという認識を示されております。

いろいろ調べてみますと、WTOに通報された地域間の貿易協定数というのが、例えば一九七〇年のころは六つあったようですが、二〇〇四年には既に二百八に急増している。二国間など地域間で自由化を進めるこのFTA締結というものが世界の潮流になっているというのが現実かと私は思っております。この点、谷垣財務大臣の御認識をお聞かせください。

あわせて、今、日本は、シンガポール、メキシコに続きまして、タイやフィリピン、マレーシア、韓国なども交渉が続いているようでありまして、仮にこれらの国々や地域との間でFTA協定締結

が進んでいくとしたならば、その都度その相手国の姿を見ながら関税制度というものを改正していくことになるのかどうか。あるいは、どの国、どの地域であつてもいいように、関税制度というものを根本的に見直す時期とらえているのかどうかお聞きして、終わりたいと思っております。

○谷垣国務大臣　まず、WTOとの関係ですけれども、WTOの新ラウンドは、関税引き下げといったような貿易自由化だけでなく、アンチダンピングといったような貿易ルールの明確化等も対象としておりますので、私は極めて大事なものだと思っております。財務省としても、WTOの新ラウンドに積極的に取り組んでいかなきゃならないと思っております。

それで、今委員は、FTAを含む経済連携は世界の潮流だとおっしゃいました。私もそれそうだと思います。WTOが一時、なかなか進行が難しかった時期がございまして、そういうこともあって、FTAというものが随分そういう流れになってきた面もあるんだろうと思います。こちらの方は、しかしながら、町村さんがおっしゃいましたように、多角的な貿易体制を補完して貿易自由化あるいは経済活性化を促進させていくという位置づけではないかと思っております。

それで、今FTAを、シンガポール、メキシコに続いて韓国やASEAN諸国と行っているわけですが、そういったときに、シンガポールのときもやりましたし、今回も関税法の改正をやらせていただくわけですが、一々その都度やるのか。もう少し、何かバスケットみたいなもので、包括的に経済連携協定に対応できるような関税法をこの際考えるべきじゃないかという御示唆をいただきました。我々もこれは十分検討しなきゃならないと思っております。

ただ、やはりこれはFTA、経済連携協定、それぞれの国の交渉事でございますから、それぞれ、二国間セーフガードとか関税割り当てといったもので、かなり細部にわたると違ってまいりますので、多分、具体的に交渉いたしますと、いや

ちよつと想定しなかったというようなものがあるいは出てくるのかもしれない。その辺は十分今後研究をして対応してまいりたいと思っております。

○金田委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

きょうは、日本とメキシコとの経済協力協定ということでありまけれども、このような二カ国間というかあるいは地域を限定したような貿易自由化といったような問題については、もともと我が国もWTO体制の中で多角的な貿易体制を進めていくという中で頑張っていかなければいけない、基本的にはそういう立場に立っていると思っております。世界的な潮流の中で、今FTAが世界のいろいろな地域で拡大しているという状況の中で、日本もある程度はそういう動きにもおくれをとらないという意味において、いろいろな地域とこういうFTAが進められているということについてはそれなりの評価というのはあるんだらうというふうには思っておりますけれども、やはり基本はWTOという多角的な貿易体制というものをしっかりと日本としてリードしていく、そういう姿勢が大切なんだらうというふうに基本的には思っております。

そういう中で、実は中国が二〇〇一年の十二月にWTOに加盟をしているというようなことで、中国それ自体の経済の成長も非常に大きいわけでありまけれども、中国と日本との経済関係というのも非常に高まってきています。中国に対する日本からの投資というのも、この二〇〇一年のWTO中国加盟を前後としてかなり伸びてきていますし、最近の貿易量も急激に拡大してきています。日本にとつてみても中国というのは非常に大きな貿易相手国になってきている、もちろん中国にとつても日本は二〇〇三年では最大の貿易相手国である、こういう状況に今なっているわけですね。

そういう中で、中国も実はいろいろな形で、貿易をいかに拡大するかという観点から、中国・A

SEAN経済連携というものも考えながら、二〇一〇年にそれを完成させるんだという、そういう意図を示しながらいろいろな経済の拡大を図っている、こういう状況にあるわけでありま。

そういう中で、日本と中国の関係、もう一度よく振り返ってみますと、この前私も中国に行つたときによく言われたんですけども、政令経熱、つまり政治が冷たくて経済が熱いという状況の中で、これからの日本と中国の関係を考えたときには、むしろ政治がネックになってくる可能性があるんだではないか。例えば日本と中国との間でFTAのようなものをやろうとしたときに、今は中国とのFTAは政治的な問題でできないというんじゃないで、いろいろな状況があつてできないというところになつていくわけでありまけれども、仮にそういうような方向で物事が進んだときにも、やはり中国と日本との政治の関係というのは大変重要な意味を持つてくるんだらうというふうに思っております。

そういう意味で、谷垣大臣におかれては、中国との関係、いろいろ考へてはおられるんだらうと思ひますけれども、大臣就任後に、中国の政府あるいは党の要人とどういふところでどういふお話をされたことがあるのかということをお伺ひいたしたいというふうに思ひます。

○谷垣国務大臣 今平岡委員がおっしゃいましたように、私も中国との関係というのは極めて大事だと思つております。アジア全体、今日の東アジアとの貿易自体がアメリカ、それからヨーロッパ、欧米を足したのもよりも多くなつてきていると思ひますが、アジアとの関係が非常に強化されて深まつていく中で、今回の日本の景気が回復してきましたのも中国の経済成長に引つ張られた部分もかなりある、こんなふうには私は認識しております。中国との二国関係をさらに強化していくということは大事なことでないかと思つております。

それで、どういふ機会に中国とあれしているかということですが、私が財務大臣に就任

いたしましたから、私のカウンターパートは金財政部長でございます。それから、カウンターパートという意味では日銀総裁のカウンターパートかもしれませんが、人民銀行総裁の周小川さん、こういう方と、日中韓財務大臣会議というものやら、あるいはAPECの財務大臣会合、それから、ことし十月のG7のワーキングディナー、こういうようなときにかなり時間をかけて議論をいたしております。それから、いろいろな国際会議で出ていらつしやることも多いものですから、例えばIMFの開発委員会というような場合でも、フロアで短時間ではありますけれども、そのときそのときの意見交換をするというようなこともやつているわけでございます。

それから、あと、日本にお見えになつたときという意味では、まだ金財政部長、周人民銀行総裁に日本でお目にかつたことはございません。日本でお目にかつてゐるのは、現在の王毅大使あるいは武大偉大使、こういう方に時々財務省に来ていただいて、意見交換なりそういうものをしております。

○平岡委員 今大臣の方から中国との関係は大変大事であるという認識を示されておりますけれども、今言われたような中国の政府あるいは党の要人との会談というのは、国際会議といったようなものとかあるいは儀礼的なものにどうも限られてゐるような感じがして、余り谷垣大臣が積極的な日中関係の改善といふか政治関係の改善に努力しているというふうには余り受けとめられないんですけれども、それはそれで、非常に大事だと言われているので、また頑張つていただきたいというふうには思ひます。

日中関係について言うと、やはり大きなネックになつてゐるのが小泉首相の靖国神社参拝問題なわけですね。実は、私もこの問題については予算委員会でも小泉首相にも直接聞いたことがあります。どちらかというと、私、政教分離の話とかそういう憲法上の制約の問題についてお聞きしたわけでありまけれども、当然のことながら、それ

だけの問題じゃなくて外交的な問題も含まれてゐるということもあると思ひますけれども、谷垣大臣は、靖国神社の小泉首相の参拝、これに対してはどのように思つておられますか。そして、それが日中関係との関係では、谷垣大臣、どうあるべきだと思ひますか。

○谷垣国務大臣 まず最初に、財務大臣として、中国との関係が儀礼的なものに限定されているというふうには今平岡さんおっしゃいましたけれども、私自身の気持ちとしては、必ずしもそのように思つておりませんで、かなり本音、本音の話といひますかそういうものをしているというふうには思つてゐるわけでありま。また、私自身も機会をとらえて、中国のカウンターパートと、中国へ行つてまた議論をするような機会をつくりたいというふうには思つてゐるわけでございます。

御質問の、ちよつと脱線していきませんが、中国の金財政部長と私は、日本流に言ひますと学校の学年も同じでございます。向こうはさる年、私はとり年で、同じ学年だなどというようになことを言ひながらいつも話をしてゐるわけでございます。

それで、ちよつと靖国神社のことでございますが、小泉総理の靖国神社参拝については、これは総理の個人的なお考えに基づく、要するに私的参拝であるというふうには私は承知しております。内閣総理大臣といへども私人として信教の自由は保障されているので、その中で靖国神社へ参拝されるということは、それは総理の私人としての御自由な判断ではないかというふうに思つております。

○平岡委員 その問題は、私もさつき言つた予算委員会でもやつてゐるので、憲法上の問題はいいとして、だから、とりあえず私がきょうお聞きしたのは、対中関係との問題でどのように谷垣大臣として認識しておられるかということをお聞ひいたします。

○谷垣国務大臣 これは、やはり個人には信教の自由がございますから、小泉さんがどういふ信教

を持つということが対外関係にどういう影響を与えるかというようなことを私が論評するのは差し控えたと思っています。

○平岡委員 そういふ答弁をして、何といふすか小泉流のすれ違い答弁みたいなことで、物事がある意味じゃ先送りしていくというようなことというの、決して、これから谷垣大臣もさらにこの国のリーダーになるべく頑張っていくこととしておられる方でありましょうから、そういう対応ではなかなか私たちも谷垣大臣を信用するということにもいかないの、またしっかりと答弁をする機会を設けていきたいというふうにも思います。

中国に対する谷垣大臣のお考えを聞こうと思つたんですけれども、既に答弁されましたので、谷垣大臣としてはしっかりと対中関係の重要性を認識して、これからも機会があれば中国にも行つたりあるいは中国の要人ともいろいろなことを話をしてみたいというふうに言われたので、そこはそのまま受け取りさせていただいて、次の問題に移らせていただきたいというふうに思います。

今回のメキシコとの協定の中で、いろいろなことが書いてあるんですけれども、FTAということと、あるいはEPAということと、どちらかというと貿易の自由化を進めていく、投資の自由化を進めていく、こういう方向にあるんですけれども、この協定の中で、シンガポールとの経済協定の中にないものとして、関税割り当て制度、対メキシコに対する関税割り当て制度というのが出てきているわけですね。

関税割り当て制度そのものは今の一般の仕組みの中でもあるわけでありまして、この関税割り当て制度については、ある意味ではいろいろなところから批判が出ているということもありまう。その批判の一つに、この関税割り当て制度、特に事前割り当て方式になっている関税割り当て方式について少し既得権益化しているような問題があるのではないかと、このような指摘もされているわけでありまして、この事前割り当て方式の関税割り当て制度については、特に農産物あるい

は革・革製品というものがあつたわけでありまして、けれども、それぞれの所管省庁からどのように運用されているのかということについてまず説明していただきたいというふうに思います。

○山本(明)大臣政務官 経済産業大臣政務官の山本でございます。平岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

私どもの経済産業省では、ホームページで全部開示しております、申し込み方法とか、いつどういった形で申し込みができるかということと全部開示しております。しかも、既得権は既得権であります。新規参入者も、希望があれば新規参入者にも希望をかなえて参加をさせていただくということ、量については全部計算式ができておりまして、いわゆる不透明なところはない、私はそんなふうには理解をしております。

○加治屋大臣政務官 農産物の関税割り当て制度の運用についてのお尋ねでございました。

まず数量枠につきましては、品目ごとに原則として各年度の国内需要の見込みから国内生産の見込みを差し引いた数量を基準としておりまして、年度ごとまたは半期ごとに定めをさせていただいております。

また、関税割り当ての申請手続、資格要件、割り当て基準等については、あらかじめ品目ごとに具体的かつ詳細に定めて公表しております、その運用の透明の確保に十分配慮させていただいてるところでございます。

また、実際の割り当てに当たつても、数量枠の範囲内において、申請者による該当物品の国産輸入別の使用実績や計画等を勘案して、適切な割り当てをさせていただいております。今後とも、正確な、適正な割り当て運用に努めてまいりたい、このように思います。

○平岡委員 今、山本大臣政務官から既得権という、既得権がありまうとかいうようなちよつと変な発言で、既得権という言葉を使う場合には、この方がいいのかどうかというのをちよつと疑問に思つたんですけれども、例えば革とか革製品に

ついて言うと、新規の人認められているということでありまうけれども、新規の人でも、この要項を見ると、申請日前一年間においてみずから輸入し通関した実績を有する者というような限定がついているんですね。完全に新規が認められているというわけじゃないように思ふんですけれども、この点、やはり新たに参入する人についての障害というのがあるんじゃないですか。

○山本(明)大臣政務官 既得権という言葉は、実績のある人という意味で御理解いただければいいというふうに思います。

一年目ですけれども、まず、初めて参加する場合に参加できます。そして、それが二年続きますと実績があるというふうには判断される、そういう形でできますので、特別に支障はない、こう思っております。

○平岡委員 ちよつと私の質問とかみ合っていないのであれすけれども、新規参入という、新規者について言うと、全く枠が与えられていない人が、実際に実績として輸入をしていなければいけない、輸入した人でなければ今回それぞれの関税割り当てのときに申請ができない、申請者の資格を欠いている。そういう仕組みになっているということ、それが新規に入る人に対して障害になっているのではないのか、こういう意味なんですかね。

○山本(明)大臣政務官 枠はございます。新規の枠は二%とありますので、その中で参入することが出来ます。

○平岡委員 言っているのは、新規の人に枠が与えられるというのじゃなくて、新規という人の定義ですね。新規という人が、どういう人が新規なのかというときに、輸入の実績がなければいけないという、そういう制限をしているという、そこがやはり障害になっているんじゃないか、こういう意味なんですかね。

○山本(明)大臣政務官 要するに、皮革だとか革靴の輸入の実績ということではなくて、輸入というものをしたことがないというふうな人の場合になかなか難しいということがあるかも知れません。

んが、参加することは全員がだれでもできるということでございます。やりにくいとかどうかだけのことであります。一切排除しておりません。

○平岡委員 ちよつと答弁がおかしいように思うので、後で議事録でチェックした上で、また私の方から機会があれば質問あるいは質問主意書で質問していきたいというふうに思います。

それで、今回新たにメキシコについて関税割り当て制度ということで協定の中に設けられたわけでありまうけれども、この新しい部分について言うと、これはどのように運用されていくんでしょうか。特別な運用の方式というのがあるんですか。何かメキシコに対して実績があるような人に対して、特別に便宜を図つて割り当てられるというふうなことはないんでしょうか。それぞれ経産省と農水省にお答えいただきたいと思ひます。

○山本(明)大臣政務官 そういったことはございません。メキシコの実績というふうなものはないですね。(平岡委員「どういふふうな運用されるのか」と呼ぶ)

今までの例と一緒にございまして、関税の事前割り当て制という形でございます。一緒にござい

○加治屋大臣政務官 メキシコに対する関税割り当て制度の具体的な運用に關しましては、本法律が改正された後に、新たに政省令等で定めることになると思つておりまして、既存の割り当て同様に適正かつ透明性を期してまいりたい、そのように思つております。

○平岡委員 認識の違いかもしれませんが、関税割り当て制度については、いろいろなところ、いろいろな批判がある、あるいはいろいろな疑惑があるというふうなことも言われていること、あります。そういう意味で、制度はやはり透明、公平というものをしっかりと認識して運用していただかなければいけないというふうな思ひますので、その点は強く要求をしておきたいというふうに思ひます。

それで、この関税割り当て制度のそもそも論な

んですけれども、もともと関税割り当て制度というのは、国内業者との関連もあって、ある意味では非常に輸入あるいは輸出については障害とか、それなりの制約を与えるものだというふうには私は基本的には思っているわけでありまして、こういうFTAとかEPAと言われているようなものの中で新たに関税割り当て制度というのは追加していくというのは非常におかしいのではないかと、これについては思っているわけでありまして、これについてなぜこういう関税割り当て制度というものがつくられたかというところも一つの問題ではありますけれども、WT Oとの関係ではこれは問題はないんですか。

WT Oの中では、私の理解している限りにおいては、関税割り当て制度についても、特定の国に対して差別的に適用しないことを条件として認められるんだというふうに説明がされております。これは逆に言うと、メキシコに対してだけ特別に関税割り当てを認めると、それ以外の国は一般の枠です。つまり競争の世界の中でそれぞれの国が競争する、だけれども、メキシコだけは自分特別に関税割り当てがされるということで、メキシコにとって特別のあるいは差別的な取り扱いがされてきているのではないかと、こういうふうには思っています。この点についてどうですか。

○谷垣国務大臣 平岡委員が先ほどおっしゃいましたように、経済連携協定、EPAの中で、いろいろな例を見てみましても、関税撤廃困難な品目についてこういうような例外を設けている例は少なからずあるわけがございます。そこで、そういうものがWT O上どうかと。

これは、WT Oの協定上、関税割り当て制度については、おっしゃるように特定の国を差別的に取り扱ってはいかぬ、こういうことでございますが、一方、WT O協定ではこの無差別原則の例外として一定の要件のもとで特定の国や地域との間において貿易の自由化を行うという自由貿易協定の締結が認められているわけでありまして、日本とメキシコのEPAは、今申し上げたWT O

協定上の要件を満たすFTAだと思っております。それで、この協定においてメキシコに対する関税割り当て制度を設けるということは、無差別原則の例外としてWT O協定にも整合的なものであるというふうに考えております。

○平岡委員 今、大臣、引用というか引き合いに出して説明されましたけれども、WT O協定のどの規定がそれを示しているんですか。これは大臣じゃなくても、事務方でも結構です。

○小野寺大臣政務官 平岡委員にお答えいたします。

まず、先ほど大臣がお話しされました一定の要件、無差別原則の例外ということの一定の要件ですが、ガット第二十四条の基準というものがございします。一つは自由貿易地域の設置前よりも関税その他の通商規則が高度または制限的なものであつてはならないということ、それに、事実上すべての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止するということ、そして、三番目ですが、中間協定については原則として十年以内にこの自由貿易地域を完成させるものでなくてはならないということ、この要件に当てはまれば先ほどありました一定の要件ということが満たされますので、このWT Oの協定に整合するというふうに考えております。

○平岡委員 今、小野寺政務官が言われた最初の部分です。自由貿易協定締結前とその後とで、これはそれぞれ、関税その他の通商規則が高度なものであるかまたは制限的なものであつてはならない、こういう規定が多分関連する規定だということに思っていますけれども、ここに書いてあることはどういうことかと、協定を結ぶ前と結ぶ後で、自由貿易協定以外の地域においてどういうふうな取り扱いになつていなければいけないかという話を、それ以外の国にとって制限的なものであつてはいけない、協定を結んだ結果としてそれよりも制限的になつてはいけない、こういう話なんです。これはメキシコが関税割り当

てということと有利な枠をもらつて、ある意味では、今までその国から高い関税を払って輸入していたのが、メキシコが今度関税割り当ての中は無税とかあるいは低い税率で輸入できるということになると、ほかの国の輸出枠をとってしまうような、そういう状況になつてしまふ。それは実質的にほかの地域にとって制限的になつていなくなるんではないかと、これに私は思っていますけれども、今政務官が言われた解釈というのか考え方というのか、これはWT Oで確認されている考え方はですか。

○木村政府参考人 外務省の方から答弁がある前に、少し事実関係で補足させていただければと思っております。

まず、主要FTA、例えばNAFTA、それからEUとメキシコのFTAとか、そういった例を見た場合、やはりそこにおいても関税割り当て品目の例はございます。現在、WT Oにおいてはそれが問題となつているという話は聞いておりません。

それからもう一点、関税割り当てという、もう委員御承知のとおり、まさに一定の輸入数量の枠内に限りまして無税または低税率、それから、それを超えた場合に高税率を掛けるということ、まさにおっしゃるような一定の枠内におきましては優遇された税率になつていくわけでございます。ただ、御承知のように、FTAというのは、基本的に考えた場合、WT Oの原則でございます。無差別原則の例外といたしまして、今外務省の方から答弁がありましたように、二十四条、一定の要件のもとに無差別原則の例外が認められております。税率についても認められているわけでございます。

関税割り当てというのは、要するに、一定の枠内につきまして税率を優遇するというものでございますので、そういったことを考えますと、先ほど外務省の方から御答弁がありましたように、基本的に、今回、FTAにおきましてメキシコに対する関税割り当て制度を設けることはWT O協定

に整合的であると考えております。

○平岡委員 確かに、WT Oの解釈ではいろいろなことが考えられるかもしれませんが、ほかの地域でもそういうことがあるのかもしれない。それはそれとして、この関税割り当て制度というものが、貿易自由化という観点から見ると、は、やはり我が国としてできる限りこういうものはなくしていくという方向で行くということが、国内の問題はありますけれども、国内の問題も克服しつつ、そういう方向に持っていくということが必要ではないか、こういうふうには思っているわけですが、財務大臣、これは問題ないんだという趣旨の答弁が先行してしまつたような気がするんですが、今私が指摘したような観点からいって、こういうFTAあるいはEPAの中で関税割り当て制度というものをもち込んでいくということについて、本来のあり方というんですか、これからの方向性、これについてはどのようにお考えになりますか。

○谷垣国務大臣 EPAを結ぶという以上、WT Oの文言にもございますけれども、実質上すべての貿易について関税撤廃を目指していくという精神は、私は基本的な考え方として持つべきだろうと思ひます。

ただ、現実には、先ほど木村委員のお答えの中でも申し上げましたけれども、例えば食糧安全保障をどう配慮するかとか日本の中での構造改革の努力とどう整合さすとか、これは日本の場合とればそういうことでありますけれども、世界のそれぞれの国にとってやはりそういうような課題があると思ひます。直ちにすべてをやるわけにはいかないというようにあるうかと思ひますから、その両方に目配りをしながら自由貿易体制を推進していくことが大事じゃないかと思ひます。

○平岡委員 次の質問を、幾つか用意してあつたんですけれども、時間がなくなつたので、最後の質問です。

シンガポールとの経済連携協定については、も

う既に二〇〇二年の十一月三十日から発効して、日本とシンガポールの経済関係はいろいろ変化してきているというふう聞いていますけれども、これが具体的にどういうふうに変化したかということはちょっと時間がないので置いておいて、このシンガポールとの経済連携協定というものを締結し、そして、その後の日本とシンガポールとの経済関係の流れを見て、本来、経済連携協定のあり方についてどういうふうにしていくべきなのか、経済連携協定についてどのように評価しているのかということについて、大臣からお伺いしたいというふうに思います。

○谷垣国務大臣 おとしの十一月にシンガポールとの連携協定が発効したわけですが、その後、貿易や投資の自由化、円滑化といっただけではなくて、幅広い分野で二国間の経済連携を強化するものになっていると思います。協定により関税撤廃された品目、例えばシンガポールのビール関税とか我が国のプラスチック製品関税、こういった品目で貿易が拡大しておりますし、去年十二月に閣僚レビュー会合というのをやりましたけれども、その中でもこの二国間の経済関係が一層強化されていることが確認されております。

したがって、私どもとしては、シンガポールだけではなくて、東南アジアあるいは韓国と今進めているわけでありまけれども、先ほど申しましたように、できるだけ幅広い視野から推し進めていかなきゃならない、こう思っております。

○平岡委員 終わります。

○金田委員長 次に、吉田泉君。

○吉田(泉)委員 民主党の吉田泉であります。平岡委員に続きまして、私の方からも、提案されております関税暫定措置法改正案を中心に質問をいたします。

さて、この改正案は、日本とメキシコの間の経済連携を強化する協定に基づくものでございます。せんだつて、民主党の首藤議員が衆議院の本会議においてこの協定の問題を取り上げました。そして、これはあくまで経済連携を強化する協定

である、エコノミック・パートナーシップ・アグリーメントである、EPAである、単なる自由貿易協定、フリー・トレード・アグリーメント、FTAではない、しかしながら一般的に大変そこに誤解があるという発言が首藤議員からありました。

確かに今回のメキシコとのEPA、これも自由貿易協定、FTAの部分を中心部分として含んではいるわけですが、投資それから政府調達、幅広い包括的な協定であります。しかしながら、マスコミ、それから国会議事堂もそうですが、世間一般で、今までの慣行といいますが、FTAという言葉が使い続けられております。これはある意味では誤解が続くということにもなりかねません。

そこで、政府として、今後はこういう協定に当たってEPAという正確な英単語もしくは略称が使われるように広報活動を強めていったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 答え申し上げます。

EPAとFTAの違い、また日本政府が目指しているのはEPAであるということは、先生御指摘のとおりでございます。

EPAに関する我が国の取り組みにつきましては、これまで、パンフレットの作成とかホームページによる紹介とかNGO等に対する説明会とか、いろいろ広報に努めてきております。最近では、各方面において経済連携協定、EPAという用語もそれなりに普及してきていると承知しております。

ただ、いずれにせよ、まだFTAという用語が用いられるのは確かでございますので、引き続き用語の普及も含めて広報に努めてまいりたいと考えております。

○吉田(泉)委員 EPAという正確な略称が世間一般で使われるような広報活動を極力強めていただきたいということを要望いたします。

次の質問ですが、先ほどの平岡委員の質問にもございましたけれども、日本としてはWTOにお

ける多角的な貿易交渉、これがメーンだ、そして今回のような二国間、地域間のEPAを補完として取り入れて、自由貿易のための多層的なアプローチをやっているんだということでもあります。しかしながら、世界全般を見ますと、このWTOに参加している、すなわち自由貿易を志向している国だけでも、今百四十六カ国に上るそうであります。そうしますと、日本としては、そのうちのどこと優先的にEPAを結ぶべきだろうか、いわゆる締結対象国の選定基準という問題であります。

そこでお尋ねですが、日本政府として、そういう選定基準がもう大体あるのか、もしくはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○佐藤政府参考人 日本として、どのような国とEPAを結んでいくかというのは非常に重要な問題でございます。現在我々が考えておりますのは、我が国がEPAをどの国と結ぶかということを考えるに当たっては、EPA締結を通じて得られる経済的利益の大きさ、政治、外交的関係強化の必要性、相手国・地域の状況といったさまざまな要素を勘案の上、いかなる国、地域といかなる分野において経済連携の強化を図っていくか、また、それが我が国にとって望ましいかどうか、総合的な観点、戦略的な判断をしながら検討していきたいと考えております。

当面は、我が国と特に緊密な関係を有します東アジアの国々との経済連携が重要な戦略的課題であると考えております。現在、韓国それからASEAN三カ国と二国間経済連携協定を交渉中でございますが、まず、これをできるだけ早く完成させたいということを考えております。

○吉田(泉)委員 総合的にかつ東アジアを重点的にとという選定基準であるということだと思います。

ということは、日本との距離、近接している国かどうかということも重要な選定基準であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○佐藤政府参考人 EPAの対象国を検討するに

当たっては、先ほど申し上げましたように、さまざまな観点から判断が必要でございます。距離が近い遠いということは、必ずしもそれだけの基準で判断することにならないと考えております。

○吉田(泉)委員 近い遠いだけではないということでございます。

それで、三番目の質問なんですが、今回、メキシコという非常に遠いところにある国がEPAの二番目の相手国に選ばれたわけでございます。この間の本会議の質問でも、なぜメキシコかという質問がออกมาして、外務大臣の方からは、メキシコの市場というのは非常に大きくて重要だ、それから米州市場への橋頭堡になるんだという答弁がありました。

もう一つ、さらに私は、今回のEPAの具体的なきつかけになったことは、アメリカとEUは既にメキシコとEPAないしFTAを結んでいる、しかし日本はまだ結んでいない、そこに日本企業にとつての不利益がある、不公平がある、それを是正するんだというのが、きつかけとしては一番大きかったような気がして見ております。

そこで質問ですが、今までの日本企業の不利益、主なものはいくつかの具体的なものであつたのかお伺いします。

○三輪政府参考人 答弁申し上げます。

我が国がメキシコと自由貿易協定を結んでいなかったことにより、我が国は貿易、政府調達などの分野で深刻な不利益をこうむってまいりました。まず、貿易でございますが、平均一六％という高関税率により、我が国企業の競争力を著しく損なうてまいりました。また、政府調達においても、メキシコ政府が入札資格を自由貿易協定を既に結んでいる欧米企業に限定したため、我が国企業が市場から排除される事例が見受けられたところでございます。

今回、日墨経済連携協定を結ぶことにより、メキシコへの輸出において幅広い関税撤廃を実現するとともに、政府調達における入札資格上も欧米企業と格差が解消される予定となっております。

○吉田(泉)委員 一六%平均の関税が日本からの輸出品にかかっていたということであります。もう少し具体的に聞きたかったんですが、輸出リストといいますか、日本のメキシコに対する輸出品の主要品目を見ますと、一番大きいのが自動車ですか、それから自動車部品並びに自動車用の鉄鋼ということで、今回のEPA締結に当たって、結果的かもしれないんですが、自動車産業が非常に今までの不利益を挽回した、利益が大きいということだろうというふうに思っております。

さて、四番目の質問ですけれども、自動車産業を含めて、自由貿易というのは経済的な合理性は広く認められているところでございます。しかしながら、世の中はそれだけではないわけでありまして、例えば食糧の安全保障ということを考えますと、日本の食糧自給率、これをもう少し上げようということも必要であります。政府としても、カロリーベース、今四割を切ったと言われる自給率ですが、四五%にしようという方針があります。民主党も、五〇%ないし六〇%という数字を挙げております。

そこで質問ですが、今回のメキシコEPAによつて、日本の食糧自給率、減ることは間違いないと思うんですが、どの程度影響を受けるものでしょうか。また今後、今交渉中ないし検討中のEPAがあります、ASEAN十カ国それから韓国、こういうところと数年後EPAが成立した場合に、今度は相当な影響があると思うんですが、日本の自給率ですね、カロリーベースを中心に考えてもらっていると思いますが、どのぐらいの影響があるものか、お伺いします。

○吉村政府参考人 自給率への影響に関するお尋ねでありますけれども、メキシコとのEPA交渉に当たりましては、メキシコの輸入余力、それから我が国の関税水準とを総合的に勘案して、必要に応じて、関税撤廃の例外品目を設けたり関税割り当て制度や長期の経過期間を設けるということによりまして、輸入が増大して国内生産にそのまま置きかわることがないよう留意したところであります。

ります。したがって、食糧自給率への影響を極力回避したところであるというふうに考えております。

また、現在行っておりますASEAN諸国それから韓国との交渉、あるいは来年から開始されますASEAN全体との交渉におきましても、交渉相手国や個別品目の事情等に応じて、同様の措置を講ずることで食糧自給率への影響を極力回避していきたいというふうに考えております。

○吉田(泉)委員 食糧自給率、ASEAN十カ国、韓国とEPAを結んでも自給率に影響がないようにするという答弁だったと思ひます。

それでは、今回の法改正に織り込まれております二国間セーフガードの問題をお伺いします。一般的にセーフガードというのは関税定率法でもう既に決められておるわけですが、今回は、日本とメキシコのこの協定に基づいて、日墨間だけのセーフガードを暫定措置法に織り込むということとあります。

発動要件の問題です。

先ほども御質問に出たと思ひますけれども、一応、メキシコからの輸入が増加する、国内産業に重大な損害が出る、国民経済上緊急に必要がある、そういうときにこの二国間のセーフガードを発動するんだということとありますけれども、先ほど指摘がありましたけれども、具体的に、そして数量的な要件は書かれていないということとあります。そうしますと、その都度大きな声を出した業界を救うのか。それでは困るわけでございます。

そこで、質問は、実際どういうふうになるのか、その発動の要件を具体的にどのようにならざるのか、お伺いします。

それからもう一つ、一般セーフガード、関税定率法の中では輸入数量制限ということも認められているわけですが、今回の二国間セーフガードには、これは含まれておりません。その辺の事情も教えてもらいたいと思ひます。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

委員のお話にありましたとおり、二国間セーフガードにつきましては、協定上、輸入量の増加、それから国内産業への損害及びその因果関係について調査の上、各種指標を総合的に勘案して判断することとされているわけでございます。

輸入量の増加、それから国内産業への損害といった発動要件の認定に当たりましては定量的な基準が定められていない、そういうことで今委員御指摘のようなお話があったかと思ひますが、これはケース・バイ・ケースで、調査の上判断する仕組みになっております。ただ、その判断に当たっては、客観的かつ数値化された各指標についての水準の変化を評価することとされております。したがって、適切に対応していきたいと考えております。

それから二点目の、協定上、一般セーフガードと違ひまして、輸入数量制限をなぜ採用していないんだと。委員の御指摘のとおり、今回の協定では、そういった二国間セーフガード措置は関税上の措置でなければならぬとされているわけでございます。この理由でございますが、二国間セーフガードという場合、輸入数量制限を採用いたしましたに反して一定数量を超えた場合に、FTA税率の輸入を停止したとしても、WTO協定に基づく譲許を撤回しない限り、最惠国税率、メキシコに対しては特別の税率を張っているわけでございますがその他の国に対しては最惠国税率があるわけでございます、その最惠国税率による輸入までは制限できない、これが二国間セーフガードの、まさに限界になるわけでございます。一般セーフガードでございますとそういったものはございません。

したがって、二国間セーフガードの場合でございますと、結果として、最惠国税率による輸入は制限できない。したがって、最惠国税率までの関税の引き上げ措置と同じ効果しか持ち得ないということもございまして、御指摘のような輸入数量制限は採用していないことだと考えております。

○吉田(泉)委員 輸入数量制限は採用できないということだと思ひます。

もう一つ法改正に織り込まれたのが関税割り当て制度であります。メキシコ産の農産品五品目がその対象になりました。筆頭が豚肉であります。二〇〇二年度輸入実績は四万一千トン、今回のEPAによつてこの税率を半分にしようという部分の割り当て量が、初年度は大体四万一千トンの実績に見合つた三万八千トンということになっております。そして、これを五年目には約倍増、八万トンに拡大しよう、関税率を半分にする割り当て量を倍にしようということですが、なぜ八万トンなのかというその根拠をお伺いします。

それからもう一つ、牛肉も含まれております。これは、資料によりますと、輸入実績二〇〇二年度六十トンということ踏まえてメキシコと交渉して、市場開拓枠として十トンという枠をつくつたわけでありまして。しかしながら、現実には、これはアメリカ牛肉のBSEの影響でしようが、一けた大きい六百トンという輸入実績が既に昨年度出ております。

そうしますと、この六十トンをベースに行つたEPA協定が、既に実態とそぐわなくなっているんじゃないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、豚肉については、農産物の中でメキシコ最大の関心品目であったということから、当初は、今般の合意内容を大幅に上回る特惠枠の設定等の要求があったという経緯がございます。

こうした中で、豚肉につきまして、国内生産への影響を極力回避するという観点から私どもは粘り強い交渉を行ひまして、先ほどお話がありましたように、特惠枠の大きさにつきましては、まず、三・八万トン、これは九九年から二〇〇三年までの五年の平均の実績でございます。この実績をベースに、五年目までに約二倍の八万トンにするということと合意をしたということでございます。

〔江崎（洋）委員長代理退席、委員長着席〕

そこでお伺いしますが、一つは経済に与える影

すが、今委員が御指摘のように、人口が減るとい
うことは労働力が減ってくる、委員はちようど団

そういうものでありますから、人口が減っていく、労働力が減っていくときに、余りツケを先送りに

しているとしてもたなくなつちやうぞというの
が、現在の日本の現状を考えたときに、財政運営
の基本哲学はやはりそこに置くべきではないかと
いうふうには私は思っておりまして、二〇一〇年代
初頭にプライマリーバランスを改善するとか言っ
ておりますのも、できるだけ早い時期に何とかツ
ケを先送りしない体質をつくっていかなくやいか
ぬということだというふうに考えているわけでご
ざいます。

では、そのためにはどうしたらいいかというこ
とになるわけですが、これも論じ出せば
切りがございませぬけれども、ことしの一年間の
歳出を見ますと、大きな部分は、一つは社会保障
でございます。それからもう一つは交付税、国と地
方の関係でございます。それとあとは国債費、つ
まり利息の支払い。この三つを合わせると六五％
でございますから。ただ、利息の方はそれだけを
圧縮するというわけにはなかなかいきませんの
で、どうしても社会保障それから国と地方の関係
というのを見直していく。まあ、今その議論をやっ
ている最中でございまして、いろいろ苦しいこと
も多いわけでございますけれども。

今委員が、さっきの御趣旨は、これからある程
度労働力も減っていく、ダウンサイジングもせざ
るを得ないんじゃないかと御趣旨だったと思
います。すぐにダウンサイジングと決め込む必要
があるというわけでは私は必ずしもないと思っ
ておりまして、科学技術で生産性を高めるとか、い
ろいろなことを試みなければいけませんけれど
も、やはり社会保障等に関しては身の丈に
合ったものにしていくという努力がこれからし
ばらく欠かせないではないかな、こんなふうにか
えております。

大きな問題でございまして、十分隔々まで目
が行き届いたわけではありませんが、あらましの
今考えていることを申し上げた次第でございま
す。

○吉田泉委員 ありがとうございます。
いずれにしても、五十年で生産年齢人口が

四割減るといふときに、持続的な今までのような
経済成長はあり得ないと思います。今のような財
政哲学で何とか、小さな政府といひますかスリム
な政府を目指すかと思ひます。ありがとうございます。

○金田委員長 次に、田島一成君。

○田島(一)委員 民主党の田島一成でございます。
今回議題となつておりますメキシコとのEPA
関連の法改正につきまして、財務大臣以下政府参
考人の皆さんにもお越しいただいておりますの
で、質問を続けさせていただきますと思ひます。
本来、国家間の貿易につきましては、今百四十
六カ国という数字もお示しいただきましたけれど
も、多くの国が加盟するWTOのルール、そして
また協定に基づいた形で、可能な限り円滑に、そ
して自由に貿易が行われているというふうに認識
をしております。

WTOの役割、そしてまた機能のおかげで、今
日、政治的また軍事的紛争に拡大する危険もはら
む貿易障壁であるとか、また貿易摩擦が削減され
ているというふうに認識しておるわけですが、近
年、WTOの基本原則であります最恵国待遇の例
外として認められていますFTAが世界の潮流に
なつておりますけれども、EPA、そしてまたF
TAというこの地域貿易協定、なぜ今取り組まな
ければならないのか、基本的な部分ではあります
し重複もありませんけれども、まずその点につきま
して財務大臣の立場でお答えをいただかせん
でしようか。

○谷垣国務大臣 今の御質問は、メキシコとい
うだけではなくて、一般的になぜFTAに取り組ま
なければならぬのかということ、メキシコに
ついてなぜというのも含めていたのかと思ひ
うんですが、一般的に申しますと、FTAあるいは
経済連携協定を結ぶ流れというのは世界じゅうで
非常に加速してきているというふうには私と思ひま
す。そうするときに、日本は、やはり貿易立国、
資源も海外に求める、こういうようなことでずつ
とやってまいりましたし、今後ともそういう流れ

は日本にとつては必要なものだろうと思ひま
す。自由貿易協定がどんどん諸外国に進んでき
ておりますときに、日本がその流れの外に立つとい
うことは、いろいろな意味で不利益をこうむつて
くることが多いだろうというふうに思ひます。

もちろん、WTO等の流れもございしますけれど
も、先ほどどなたかに御答弁しましたように、
WTOもどんどん進んでいけばいいわけですが、
一時WTOはなかなか進まないと思ひうような時
期もありまして、そういう時期にFTAがどんど
ん伸びていったわけでありまして、日本もやは
りその流れの中で自国の経済的な繁栄というもの
を考える必要があるということが基本ではないか
と思ひます。

メキシコのことはお聞きでなかつたのかもし
れませんが、次ですか、じゃ、これで。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

なかなか思ひどおりにあれかしれませんが
でも、第一段階、シンガポールと協定締結され
た中で、今回、アジアの諸国ではなくてなぜメキ
シコになつたのか。今までの答弁と重複する部分
はあるかと思ひますけれども、私たちは、何らか
の大きな理由であるとか何らかの動向というもの
が存在したのではないかと、そんな疑問
を実は持つております。

日本がメキシコとの地域貿易協定を推進するに
至つたこれまでの経緯、そして背景、また締結に
よつて得られる効果というものを財務大臣はどの
ように見込んでいらつしやるのか、その辺をあ
わせてお答えをいただかせんじやうか。

○谷垣国務大臣 私も、自民党の木村委員にお答
えしたように、メキシコへ行つたことがなくて申
し上げるのは甚だ内心じくじしたところがあるわ
けですが。

メキシコという国は、人口も約一億人、やはり
一億人を数える人口を持つ国というのはなかなか
大國でございします。それから、経済面で見まして
も、経済規模は世界第十位の経済規模を持つてい
る、成長していく市場だ、そういう国なわけだ

ね。それで、御承知のように、北米自由貿易協定、
NAFTAですが、これを一九九四年に結んでお
ります。それから、二〇〇〇年にEUとの協定を
メキシコは結んだわけですが、そういうふうにな
りますと、先ほど申し上げましたが、そういうに、日本企
業が関税の面で欧米企業に比べて不利な立場に
立つてきたというのは現実であると思ひます。
それから、政府調達等におきましても、メキシ
コはFTAを締結した国の企業を未締結国の企業
よりも有利に扱つてきたというところの中で、その
政府調達の面でも我が国の関係の不利益が顕在化
してきたということがございまして、そういう流
れの中でメキシコと経済連携を進めようじやない
かという話になつたわけでございます。

それで、こゝでこういう協定ができましたので、
今申し上げたような不利益の状況を解消すること
ができる。そして、今後、先ほど一〇・六％とメ
キシコは推計している、これは根拠ははっきりい
たしませんが、本当にそんなにいくかどうかはいろ
いろ議論があるところでございますけれども、こ
れが二国間の健全な貿易の発展、相互の経済の発
展というところに私は結びついていくのではない
かというふうに考えております。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

今回は、財務だけではなく、ありとあらゆる
いろいろな分野に関連していることでもあります
し、きょうは経済産業省の方にもお越しをいた
だいておりますので、今後の日本としての戦略につ
いて質問をさせていただきたいと思ひます。

今後、協定締結が予定されているタイ、そして
フィリピン、マレーシアなど、現在交渉中のアジ
アの諸国との間で、例えば、先ほど吉田委員も触
れられましたけれども、外国人労働者の受け入れ
問題という大きな課題を初めとして、非常に限
なくこの対象分野というものが広がつていくか
と思ひます。その過程の中で、交渉もかなり難航
が予想されるわけですが、この先、日本とし
て一貫した姿勢というものを貫いていかなけれ
ばならないというふうに思ひますが、その辺の覚

悟につきましてどのようにお考えか、お聞かせを
いただきたいと思います。

○三輪政府参考人 答弁申し上げます。

我が国が現在取り組んでおります経済連携交渉
におきましては、締約国の経済全体の活性化に資
するべく、単に関税の撤廃のみならず、投資ルー
ルの整備、人材交流の円滑化、ビジネス環境整備、
政府調達、知的財産権、二国間協力等、さまざま
な分野を取り扱っております。

経済産業省としては、我が国が貿易立国である
ということにかんがみまして、とりわけ関税の撤
廃及び投資ルールの整備というのが我が国の持続
的な経済発展にとって極めて重要な分野であると
考えております。他方、交渉は相手国がございま
すので、交渉におきまして、先方の関心分野とい
うのが議論の対象になります。その中には、農産
物を含めた関税の撤廃、外国人労働者の受け入れ
等、我が国にとってセンシティブな分野も含まれ
てくることになるかと理解しております。

とりわけ外国人労働者の受け入れにつきましては
は、我が国で少子高齢化が進む中、外国の優秀な
専門技術家の受け入れにより、我が国の経済社会
の活性化や国際化ということについてメリットが
あるというふうに考えております。要は、双方セ
ンシティブな分野はございますが、双方がこの点
につきしるべく配慮をして、譲るべきは譲る、
守るべきは守るという精神で、双方にとってメ
リットの高い約束を実現するということが肝要だ
と考えております。

○田島（一）委員 ありがとうございます。ぜひ一
貫した姿勢、経産省だけではなく各省庁との連携
をしつかりと深めていただいた上で、今後交渉を
ぜひ進めていただきたい、そのことだけは要望を
しておきたいと思っております。

さて、対アジア諸国との協定の締結でも最大の
懸案事項というふうになることを予想されている
農林水産の分野について、質問をさせていただきます
と思います。

農水分野については、我が国の国内の構造改革

の推進、そして国際競争力ある農林水産業の育成
の必要という観点からも問題が非常に大きいので
はないかというふうに考えるわけですが、とりわ
け、今回、農産物の問題で一番大きい課題、焦点
と言われております豚肉の取り扱いについてであ
りますが、日本における養豚農家に対しての影響
をどのようにお考えでいらっしゃるか、まずそこ
から答弁をお願いしたいと思います。

○染政府参考人 お答えいたします。
メキシコとの交渉に当たりましては、農林水産
業の多面的機能への配慮、あるいは食糧安全保障
の確保や構造改革の努力に悪影響を与えないよう
に十分留意して取り組んできたところでございま
す。

このような中で、豚肉につきましては、現行の
従価税率、これは四・三％を二・二％にするなど
のメキシコの専用枠を設定いたしました。また、
その枠内数量を現行輸入量の三万八千トンから五
年目に八万トンにすることとしております。これ
は安価な豚肉の輸入を抑制するという差額関税制
度とられておるところでございますが、この根
幹を堅持するものでありますことから、国内養豚
経営への影響は極力回避できるものではないかと
いうふうに考えております。

○田島（二）委員 ありがとうございます。
もう一つ、オレンジの果汁生産につきましては
すけれども、これは当初よりも輸入枠の設定が随
分拡大したようですね。この点について影
響をどのようにお考えか、お願いいたします。

○染政府参考人 オレンジジュースについてで
ございます。
昨年の十月の閣僚交渉時に、メキシコ側から最
後の段階で突然千トン台のオーダーから万トン台
のオーダーと大幅に要求がエスカレートされまし
たことで交渉が妥結しなかったという経緯がござ
います。我が国といたしましては、その後粘り強
い交渉を積み重ねまして、最終的には、最近の輸
入量相当の四千トンから五年目に六千五百トンの
枠を設定したところでございます。

今回のオレンジジュースの交渉結果は、メキシ
コ果汁の、これは今後輸入されると予想される
ところでございますが、その過半が他の国の果汁と
代替するものと見込まれますことから、国内果汁
農業への影響は、極力これも回避されるものでは
ないかというふうにお考えでおる次第でございま
す。

○田島（一）委員 農産物の主要五品目、この輸入
枠、そして関税率などに関する五年後の再協議、
これから恐らく検討課題というふうになっていく
かと思うんですけれども、この再協議に向けた政
府の考え方、据え置いていくのか、それとも拡大
をしていくのか。こうした見きわめが多分必要に
なってくると思うんですけれども、この再協議に
向けての考え方、それと、再協議後、農家へのど
のような影響が及ぶとお考えか、その辺の見込みも
含めた形で答えをいただけないでしょうか。

○染政府参考人 FTA交渉におきましては、実
質的にすべての貿易に関する関税を十年以内に撤
廃することが原則であります。今回の日墨FTA
におきましては、農産物五品目につきましては、
一つは現在進行中のWTO農業交渉の帰趨や、あ
るいは今後輸入されることとなりますメキシコ産
農産物と他国産農産物との代替関係、この辺を見
きわめる必要があるというふうに考えています。
このため、関税撤廃の原則を適用せずに、とりあ
えず五年の低関税枠を設定することでメキシコ側
と合意したところでございます。

五年後の再協議のことでございますが、五年後
の再協議に当たりましては、以上の事情を十分に
踏まえまして、これらの品目の国内生産への悪影
響が生じないよう最大限の努力をしております。
というふうにお考えでおる次第でございまして。

○田島（二）委員 そうお答えいただくしか仕方が
ない段階かとは思いますが、同時に、国内産
業の育成、いわゆる豚肉もそうだし、オレンジ
果汁もそうです。地域の基幹農業が本場に今回の
このFTA推進によって迷惑をこうむった、被害
をこうむったというようなことのないように十分
目を行き届かせていただきたい、このことだけは

ぜひお願いしておきたいと思っております。

それにも増して、農業基本法に基づく基本計画
の見直しにおきます農業の構造改革との整合性、
このあたり非常に気になるところでありますけれ
ども、今後どのように図っていくとお考えか、
お答えいただけないでしょうか。

○吉村政府参考人 基本計画の見直しとFTA交
渉の整合性に関するお尋ねであります。

まず、基本計画の見直しに関しましては、我が
国の農業をめぐる状況について、消費者の食の安
全、安心への関心の高まり、構造改革の立ちおく
れなどの課題に対応した政策改革が求められてい
る状況にあるというふうな認識しております。こ
ういった状況の中で、現在、今後の農政推進の指
針となる食料・農業・農村基本計画の見直しにつ
いて、食料・農業・農村政策審議会が精力的に検
討を進めているところであります。審議会におけ
る各界各層の代表者の幅広い意見を踏まえなが
ら、食糧自給率の目標や基本政策につきまして
、来年三月の閣議決定を目指して取り組んでいる
ところであります。

一方、各国とのFTA交渉に当たりましては、
農業の多面的機能への配慮、我が国の食糧安全保
障の確保に加えまして、ただいま申し上げまし
たような我が国農業における構造改革の努力に悪影
響を与えないように、国内農業政策と整合的に交
渉を進めていきたいというふうにお考えであるこ
ろでございます。

○田島（一）委員 ありがとうございます。

次に、WTO交渉との整合性についてお尋ねを
したいと思うんですけれども、WTO交渉におけ
る我が国の農業の多面的機能の主張というもの
と、今回の本協定における農林水産物の市場開放、
この二つの整合性について気になるところであ
ります。経済効率性になじまない農業の多面的機能
というものをどのように踏まえ、この市場開放と
の整合性をとっていくのか、この辺のお考え
をちよっと整理したいんですけれども、御答弁い
ただけませんか。

○吉村政府参考人 委員御指摘のとおり、私ども、WTO交渉におきましては、多様な農業の共存ということを基本理念に、農業の多面的な機能、それから食糧安全保障等の非貿易的関心事項に適切な配慮が払われた柔軟性のある貿易ルールの確立を目指して交渉に臨んでいくところであります。

各国とのFTA交渉に当たりまして、本年の六月に農林水産省において、農林水産物の取り扱いについての基本方針というものを決定しておりますが、その中で、農林水産物の多面的機能等に配慮しながら品目別の柔軟性を確保するというところにいたしております。具体的には、我が国の基幹作物あるいは地域農業における重要品目など、守るべきものは守り、譲れるものは譲るという考え方で、個別品目の事情に応じて関税撤廃の例外品目や経過期間を設ける、こういったことにより対応していきたいというふうに考えております。

○田島(二)委員 きれいな答えをいただくんですけれども、本場に大丈夫かなという心配を実はしております。

経済効率性にはどうしてもない多面的な機能というものをしっかりと踏まえておかないと、この先、いわゆる時代の潮流としてこのFTA、それからEPAがどんどん世界各国と協定締結という足がかりになってまいりますと、本場にこの日本の農業に対してどのような影響を及ぼすのかという点が案じられてならないわけであります。これは私も民主党だけではなく自民党の皆さんも同じことを多分御懸念されていることというふうに思います。

日本の農業、農は国の基本といながら、それが脅かされようとしている今、本場にその危機感を感じてならないわけでありますけれども、本場に大丈夫なのかと心配をしております。また違う場面でこの議論については引き続きやらせていただきます、そんなふうにも思っておりますので、またこの先よろしく願いをいたします。

さて、最も懸念をされているのが迂回輸入の防止であります。他の委員からも質問がありました

けれども、アメリカ産のBSE感染牛がNAFTAの主要国でありますこのメキシコを迂回して輸入されるのではないかと、そんな危険性が最も懸念されているところであり、消費者はもちろんのことと、関係団体にも大きな不安を与えているところがあります。

御答弁でも、今日まで日本とメキシコ両国が原産地証明を徹底することで迂回輸入の防止に努力するというところをお答えいただいておりますけれども、ことし七月、これは韓国の朝鮮日報で拝見したんですけれども、韓国に輸入されているメキシコ産の牛肉にアメリカ産の牛肉がまじっているということが明らかになり、また、そのまじっていたアメリカ産の牛肉も既に韓国市場の中で流通、販売されていたということが明らかになっております。業者がこうした安いアメリカ産の牛肉をメキシコ牛にまぜて、約一％程度の数字だったという検査結果でありますけれども、この日本に対しても全く入ってこないかと本場に断言できるのかどうか、この危険性が消費者を初め一番不安材料として投げかけているように私どもは感じております。

この先、原産地証明の徹底が果たしてどこまで信用できるのか疑問でありますけれども、この点につきまして、もう一度確固たるお答えをいただかせようか。

○伊地知政府参考人 お答えいたします。

メキシコからの牛肉の輸入につきましては、農林水産省といたしましては、家畜伝染病予防法に基づきまして輸入検査を実施しております。その際には、メキシコ政府に対して、メキシコで生まれ飼育された牛のものであること、または米

国などBSEの発生国で生まれ飼育された牛でないことの証明を求めるなどして、米

国などBSE発生国からの牛肉がメキシコを経由して日本に輸入されることのないよう措置を講じているところでありまして、これらの措置の実施に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○田島(二)委員 その万全というものが本場にできるのか、何を担保におっしゃるのか、非常に不安

なわけでありまして。

例えば、EUなんかは非常に、この間の首藤議員の質問でもあったように、そこまでやるかと思えるくらい、検査官であるとか調査団を派遣して日本にもかなり厳しい形で輸入対策というものをとられております。本来でありますならば、日本も、相手が証明する原産地証明だけではなく、何らかの検査体制もしくはそれ以上のものを相手国に相当要求していったら、初めてそれで大丈夫だというふうに言えると思うんですけれども、本場に絶対、危険なBSE感染牛が入ってこないかと断言できるのかどうか、そこをもう一度しっかりと答えただけでないでしょうか。万全な対策というものについて、具体的なものをもう少しお示しく下さい。

○伊地知政府参考人 お答えいたします。

私ども、輸入条件につきまして、輸出国で遵守されているかどうかを確認するために、現地に職員を派遣して調査を行う等の対策をとって、そういう形で万全をとっていききたいというふうに考えております。

○田島(二)委員 調査団を派遣できるというふう

に盛り込まれているわけですが、これは、できるということとはやなくていいという裏返しになるんですね、ちょっと言い方はすごく嫌らしいかもしれませんが、ただ、きちっと検査をして、そして安心、安全を国民の皆さんにお示しする、これが当然やらなければならない務めだというふうにも思います。

私たち、それこそスーパーで表示はしっかりとされているだろうと信じて、皆さん、アメリカではない牛肉を買っていただいていた消費もされていきます。しかし、一たん例えば流通の過程が変わっていく、例えばスーパー以外で加工品として売られてしまった場合、それが果たしてこのものなのかかわからないような状況、これは今回のFTA等々関係なしにですけれども、ただ、メキシコ産ですらアメリカから迂回して入ってきたという事実が韓国で実証されているところでありまして、

本場に日本に入ってきたくないんだということが一体何を担保にして皆さんに示せるのか、そういうお答えをいただかないと、私たちもこの不安を抱えて、例えば地域の皆さんにメキシコの牛肉だつて危ないですよということを言って回らなければならぬような、そんな危険性を今はらんでいるというふうに思っています。この辺の、絶対安心だという担保をしっかりと示しただけかというやばいと思っております。

その一方で、メキシコ産の、例えば牛に対してでも、一体飼料として何が与えられているのか、この辺についてももう少ししっかりとした説明をしていただくべきだと思います。例えば、アメリカ産の肉骨粉は絶対に入っていないということがあるのか。また、飼料の輸入状況等についてもまだまだ疑問を持たざるを得ないところがあるかと思っております。肉骨粉の使用状況であるとか穀物のアメリカからのメキシコへの輸入状況等、この辺の説明もあわせてお聞かせいただけないでしょうか。

○伊地知政府参考人 お答えいたします。

先ほどの現地調査でございますが、行けるという規定ということでありますけれども、実際にこれまでにも行っております。具体的に申し上げますと、平成十一年の三月、それから平成十二年の三月、平成十六年の四月にそれぞれ調査に行っております。現地の衛生条件の確認等をやっているところでございます。

それから、肉骨粉の件でございますが、メキシコでは、一九九四年からBSE発生国からの反すう動物の肉骨粉の輸入を禁止しております。アメリカからは、昨年末の発生確認以降、禁止がされているところでもあります。また、二〇〇〇年からは、反すう動物の肉骨粉を反すう動物へ給与することをメキシコでは禁止しております。さらに、メキシコ政府が二〇〇四年一月に制定いたしましたBSE対策プログラムにおきまして、農場や飼料関連施設のサンプリング調査など、牛肉飼料の交差汚染防止対策を講じているというふうに承知

をしております。

なお、飼料規制を含むBSE対策の実効性を確認するために一九九六年から実施しておりますサーベイランスにおきましても、BSEの発生は確認をされておられません。

これらを総合的に勘案いたしますと、メキシコの牛に米国で製造されました肉骨粉が給与されることは想定しにくいというふうに考えております。

○田島(一)委員 例えばEUのように主権侵害をしてまでその検査体制を充実しろ、本当はそこまて言いたいところではありますけれども、主権侵害には当たらない範囲で、やはり日本に対して、日本の消費者に対して安心、安全をしつかりと示していくこと、このためには検査官であるとか調査団というものを、一年に一遍というようなペースではなくて、それこそ抜きの打ちにでもやっていたかなければ、この先、今回のFTA自体が全くむだになってしまふ可能性もはらんでいいると思います。国民の皆さんが一番不安に思っていることが農水省においては一番重要な課題だと思ひますし、今回の協定締結を実効性あるものにしていくことの大きな役割ではないかというふうにも思ひます。

とりわけ、肉骨粉等は輸入が禁止されているというふうにありますけれども、例えばストーリーに汚染されているトウモロコシの穀物の話も首藤議員からお話がありました。こうした課題はまだまだ出てくるかと思ひますので、こうした検査体制、チェック体制というものをしっかりと確立していただくことを強く要望させていただき、時間も参りましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○金田委員長 次は、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭です。提案されている法案は、日本・メキシコEPA、経済連携協定、これに定められた農産品などの関

税を軽減、撤廃するための国内措置と、それから二国間セーフガードを定めたものであります。

まず前提として、経済産業省にお聞きしたいんですが、この協定によって輸出面で日本に幾らの利益が発生するかと見ていますか、試算を示していただきたいと思ひます。

○三輪政府参考人 答弁申し上げます。

メキシコは、一九九四年にNAFTA、二〇〇〇年にEUとの自由貿易協定を締結しております。この結果、主要先進国がメキシコの市場に有利にアクセスする一方で、我が国の企業は平均約一六%の関税負担をこうむり、競争上不利な立場に置かれてきました。この結果、一九九四年、NAFTA締結直前のメキシコの日本からの輸入のシェアは六・一%でございましたが、九九年には三・七%に減っております。

この数値を用ひまして、一九九四年から九九年まで、仮に日本よりの輸入のシェアが維持されたとしたときに日本が幾ら輸出機会を逸したかということを経産省において試算しております。この数値が四千億円ということでございます。

今後どれだけ利益かという御質問でございますが、経産省としては、これで欧米企業と対等の立場で日本の企業がメキシコ市場において競争することが可能となりましたので、今後漸次アクセスが改善されるのに伴ってビジネスが従来どおり拡大していくものと期待しております。

○佐々木(憲)委員 輸出では四千億円の利益というふうにご想定をされていると。そのほとんどが工業品であります。

では、輸入の面で、これは関税局長に、この関税引き下げあるいは廃止で幾ら輸入があふると想定しておられますか。その試算はありますか。

○木村政府参考人 直接お答えするのはなかなか難しいわけでございますが、今回の日・メキシコ協定におきましては、先ほどもお話し申し上げましたとおり、全体で日・メキシコ間の貿易額の九割以上が無税化されるということで、今後、両国間の貿易が促進されることが期待されるわけであ

ります。

同時に、その関税引き下げにおきましては、これも先ほど農水省の方から説明がありましたように、個別品目の事情に応じまして関税撤廃の例外品目や関税割り当てを設定することなどによりまして、国内への影響を極力回避できるよう対応してきたところであります。

○佐々木(憲)委員 要するに、数字はないわけですね。数字はないんですね。あるかないか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。定量的に数字でお示しすることはなかなか難しいと思ひます。

○佐々木(憲)委員 農水省に聞きますが、日本にメキシコの農産物が幾ら入ってくると見ておられますか。それは日本農業にどのような損失をもたらすというふうにご想定をいたしますか。数字があったら示してください。時間がないので簡単に。

○吉村政府参考人 ただいま財務省からも御答弁ありましたように、今回の協定におきましては、品目ごとの農林水産業における重要性等を勘案して、必要に応じて関税撤廃の例外としたり経過期間を設定するなど、国内農林水産業への影響を極力回避するとともに、仮に輸入が急増した場合に、国内で影響が生じた場合に発動できる二国間セーフガードを確保しているところであります。

関税の引き下げや撤廃による農林水産物の輸入の増加につきましては、為替レートの動向や他の国からの輸入動向等を勘案することが必要であり、個別品目の具体的な輸入増加量を見通すことは困難というふうにご考えておりますけれども、さきに申し上げたような措置によりまして、輸入が急増することはないというふうにご考えております。このため、直ちに国内対策を講ずることが必要な状況になるとは考えておりません。

○佐々木(憲)委員 要するに、数字がないわけですね。

つまり、輸出の面で、工業品が今まで輸出できなかったものができるようになる、それが約四千億であると。しかし、輸入で、幾ら輸入されるか、

その想定はない。農産物にどのような影響があるか、これも具体的な数字はない。被害を受ける側は数字はない。具体的な保護措置といひますか法措置あるいは補償措置、それも、今話がありましたように、被害が想定できないと言ひながら具体的な措置もとらない、セーフガード以外にない。

どうもこれは、大臣、輸出と輸入の面で、工業品の輸出者は利益を受けるけれども、被害の方の想定はないと、ちよつとこのバランスが欠けるのではないかと。ちよつとどこか大変バランスが欠けるのではないかとと思ひますが、どう思われますか。

○谷垣国務大臣 今までの御答弁にもありましたように、定量的な数字でどうなるかと示すのはなかなか難しいことだと思ひますが、委員が御関心の農業に対するマイナスの影響という点は、この協定を結ぶに当たって関係者が一番意を用いたところであるというふうにご思ひます。

具体的に申しますと、農林水産業の多面的な機能を損なうことにならないかと、それから食糧の自給率あるいは安全保障という観点もあると思ひますし、それから、日本国内では農業をより強いものにしていくための構造改革の努力が進んでおりますけれども、そういうものに水をかけることにならないかというふうなことを考えながら、向こうの相手のあることでありますから、議論をしてまとめたのがこの案でありまして、その具体的なあらわれは、今までも御議論をいただいておりますけれども、例外品目とか関税割り当てとか、あるいは二国間セーフガードというふうな制度ではないかと思ひます。したがひまして、もし問題があるという場合には、今申し上げたような制度を適切に使うということで弊害を乗り越えていかなければならないと思ひます。

○佐々木(憲)委員 どうも、輸入の面での損害といひますか、それが想定されるのにその試算はないと。つまり、交渉でいろいろやるというのは、それは確かに影響が少いようにやるというのは

当然だと思ふんです。その場合、最初の相手側の要求からいうとこのぐらいの大きな影響が出る、しかしそれはこの程度にとどめたんだというような具体的な数字も示さないというのは、私は、これは説明として国民に対してやはり不誠実ではないかと思ひます。影響が想定はされるがわからないがと言ひながら、では具体的にその影響が出た場合の補償措置というのはセーフガードしかないんです。セーフガードの発動も非常にやりにくい、これが現実ですね。

ですから、私はこういうものが、もちろん、日本とメキシコの間で今回こういう法案が提起されておりますけれども、しかし、これはアジア、フィリピンですとか、さらにマレーシアですとかタイですとか、あるいはそのほかの国々に広がっていく、そうなりますと、その影響は積み重なっていくわけです。

影響の試算はできません、しかし影響はあるでしょうと言ひながら、現実にはそれに対する保護措置がない。私は、これは全く無責任だと思ひますので、今回のこの二国間協定、初めて農産物が入つてまいりましたが、第一歩でそういうあいまいなやり方ではこれは賛成することはできないということを申し述べまして、終わらせていただきます。

○金田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○金田委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金田委員長 起立多数。よつて、本案は可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委

員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金田委員長 次回は、来る九日火曜日午後一時二十分理事會、午後一時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時二十三分散會

財務金融委員會議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤

二五 一 一五 係数

計数 正

平成十六年十一月十一日印刷

平成十六年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P